



苫小牧セミナー
開催報告

悪質商法について・

契約問題の発生を未然に防ぐ注意点とポイント

11月7日苫小牧市民会館で、司法書士の番井菊世氏から標記のテーマで話を聞きました。

悪質事業者の手法は常に変化をしており、また古典的な手法にも、その人間心理を利用した巧みな悪質商法に消費者は繰り返し被害を受ける。被害事例は枚挙に暇がない。「騙される方も悪い」という言葉を聴くことがあるが、こと法律問題にしては騙す方と騙される方は、疑いなく騙す方が悪く、泣き寝入りや個人的な反省にとどまることは悪質事業者に利益を落とし、さらなる被害を生むことになる。こうした悪質事業者を減らすためには、予防及び被害発生の際の適正な対応を地道に行っていくことが重要である。

◆狙われない・騙されない・取られない、そして諦めない

狙われないためには、悪質事業者に近寄らないことが基本である。悪質事業者は個人情報名簿を売買していると言われており、その個人の消費傾向によって名簿も分類されている。以下に注意すべき点を挙げる。

- 訪問販売業者に対して曖昧な返事を行う。「忙しい」「今主人は留守」などでは、次に来る口実を与えてしまう。
- 訪問販売業者や何かのアンケートに「1人暮らしだ」ということを伝えてしまう。
- 展示会商法や、商品プレゼント等で勧誘する SF 商法などに出掛け来場名簿に名前を書いてくる。
- 過去に被害に遭ったことがある。

騙されないためには、高額商品等を購入する際に、基本的ではあるが3つの判断項目を振り返る。

- ①「本当に必要な物なのか」
- ②「価格には納得しているか」
- ③「自分の支払える範囲内であるか」

取られない工夫の一つとして、預貯金は総合口座ではない定期預金にする。解約するのに窓口にいかなければならず、騙されたとしても、財産流出までに時間と人が介入する余地がある。

そして消費者センターなど関係機関への相談、被害の報告も重要である。被害が発生してしまった場合で、業者が返金に応じない場合は、弁護士・司法書士などの専門家に相談・依頼をする。さらに、悪質な事業を行っている事業者に対して差し止めを求める裁判を行うことが出来る場合もあるので**諦めない**こと！

参加した方からは「おいしい話には裏があるなという事が解り気が引き締まりました。」「時間が足りないくらいでもっといろいろな事例を聞きたかったです。」などの感想が寄せられました。



【目次】

・苫小牧セミナー
開催報告
……1ページ

・市民後見人の
動向について
……2ページ

・高齢者の財産
被害について
～仕組み債に
要注意！
……3ページ

・セミナーのお知
らせ

・最近の事例

・編集後記

……4ページ

市民後見人の動向について

消費者支援ネット北海道副理事長
弁護士 高橋 剛

精神上的の障害によって判断能力が不十分な人を保護する成年後見制度は、2000年4月に介護保険制度とともにスタートしました。この制度には、すでに判断能力が衰えてしまった人を対象に本人・親族等の申立により家庭裁判所が選任した成年後見人等が本人の生活を支援する法定成年後見制度と、本人自身が判断能力が衰える前に衰えたときのためにあらかじめ後見人を選んで契約しておく任意後見制度があります。また、法定後見制度には、判断能力の状態に応じ、常にない人を対象とした後見、著しく不十分な人を対象とした保佐、不十分な人を対象とした補助があり、それぞれ後見人、保佐人、補助人が選任されて、定められた権限の範囲で本人の財産管理や身上監護を行うことになっています。

家庭裁判所への申立件数は、平成23年度の最高裁の司法統計によると、後見開始の申立が約2万5900件、補佐開始の申立が約3700件、補助開始の申立が約1100件となっています。選任される成年後見人等は、本人の親族が約55%、親族以外の第三者が約45%の割合となっており、第三者の主なものも弁護士、司法書士、社会福祉士などの専門職ですが、市民後見人も平成23年度で100人弱選任されています。

現在、全国で法定後見を受けている人は約16万人ですが、認知症の人は推計で300万人を超えており、高齢化社会の伸展に伴い今後も増える見通しで、親族や専門職だけで後見人等を担うことができなくなる可能性が高いことが指摘されています。これまでも、自治体や大学などが市民後見人の養成講座等を開いてきていますが、本年4月に施行された改正老人福祉法が市町村に後見人の育成や活用を図るための措置を講じることを義務付けたこともあって、各地で市民後見人を養成する動きが広がってきています。北海道も、市町村と連携し、今後3年間で1200人の市民後見人の登録を目指す取組を本格化させており、すでに小樽市や余市町などでは「小樽・北しりべし成年後見センター」を設立して市民後見人約30人が高齢者の生活を支援する活動を進めていることも報じられています。

後見事務の中には、借金問題の解決、消費者被害や経済的虐待の防止、親族関係の調整などといった簡単には解決できない問題等もあり、市民後見人が本人の財産管理や身上監護に伴う様々な課題にも適切かつ十分に対応できる制度として根付くことができるのか、その動向が注目されています。



高齢者の財産被害について～仕組み債に要注意！～

消費者支援ネット北海道 人身傷害保険検討グループ員・弁護士
荻野 一郎

今、日本の金融資産1500兆円のうち60歳以上が6割を保有しているとされます。高齢者の金融資産をターゲットとして銀行や証券会社がハイリスクの金融商品を勧誘し、高齢者がそのリスクを十分理解しないまま購入して老後の資金を失う被害事例が相次いでいます。今回、そのうちの「仕組み債」の問題を取り上げます。

高齢者の方は、銀行や証券会社の窓口で、「満期になると株式で償還される債券」や「日経平均株価が40%以上下落しなければ元本が確保されて高金利がもらえる債券」や「30年満期だけど、為替が円安になると高金利がもらえて早期償還される債券」を勧められたことはありませんか？

これらは「仕組み債」と言われる、非常にハイリスクの債券です。

「仕組み債」は株価、米ドルや豪ドルの為替レートなど特定の条件に応じて金利、償還期間、償還額などが変動する債券です。その条件によって「日経平均連動債」、「米ドル円為替レート連動債」、「他社株転換社債（EB債）」などの名称で呼ばれます。要注意なのは、これらの「仕組み債」は、一見すると高金利（年数%以上）で安全な商品のように見えますが、株価や為替相場などの変動で、利息が低くなったり（ゼロになることもあります。）、さらには元本も大幅に減ってしまうリスクがあることです。また、「仕組み債」は中途解約できなかつたり、中途解約できる場合でも、株価や為替相場の変動率の何倍もの損失が出て、元本の大半が返還されないことも珍しくありません。

特に、為替が関連する仕組み債は、運用期間が20年から30年と長期の商品が多いため、「中途解約しようとする」と元本の大半が失われるが、かといって、中途解約しないと、30年後まで、お金は戻ってこない。」という極めて深刻なリスクがあるのに、販売時点では、こうしたリスクがほとんど説明されていない例があります。

そもそも、高齢者の資産は、大切な老後の生活資金ですので、①大きく元本割れするリスクが高い、②自由に換金できない、という「仕組み債」を高齢者に勧めるべきではありません。しかし、一部の証券会社や銀行は、こうした「ハイリスク」の金融商品を平気で高齢者に勧めています。地元の銀行が勧める金融商品でも、安易に契約せず、その仕組みやリスクを十分に確認し、「仕組みやリスクがよくわからない。」と思ったら購入しないことが大切です。

また、「仕組み債」の不適切な勧誘による被害については、被害者が勝訴する裁判例も出されていますので、万一「仕組み債」を購入してしまい、悩んでいる場合は、消費者センターや弁護士に相談しましょう。



セミナーのお知らせ

帯広で消費者向けセミナーを、札幌で事業者向けセミナーを開催します。いずれも参加費は無料です。どうぞご参加下さい。

【帯広】

日時：12月10日(月) 10:00～12:00

場所：ユープさっぽろ帯広地区本部会議室(帯広市西18条南1丁目4-1)

テーマ：「詐欺は振り込めさぎだけじゃない、いろいろな詐欺」

講師：水谷千佳氏(ホクネット検討委員・消費生活アドバイザー)

【事業者向けセミナー】

日時：1月25日(金) 13:30～15:30

場所：札幌エルプラザ2階会議室1・2(札幌市北区北8条西3丁目)

テーマ：「事業者の皆さん、それは違法ですよ！」

講師：向田直範氏(ホクネット理事長・北海学園大学法学部教授)

来年2月に遠軽で3月には旭川でも開催予定です。お楽しみにしててください。

お問い合わせは事務局(011-221-5884)まで。



注意



** 消費者庁から！？ **

「消費者庁から委託を受け、未公開株による被害の状況を調査している。」との電話があり、消費者が過去に遭遇した被害の情報を告げると、「損をした分を取り返してあげる。」と言われ、そのための費用を請求される・・・など、消費者庁や消費者庁と関わりがあるかのような名称の団体からの不審な連絡が頻発しています。消費者庁やその委託業者が消費者の方に金銭を請求したり、特定の株式など金融商品や特定の商品の購入を勧めたりすることはないので、上記のような不審な連絡を受けた場合には、一切取り合うことなく、金銭等を支払うことのないよう御注意ください。また、このような勧誘により被害に遭われた場合には、速やかにお近くの消費生活センター等に御相談ください。(消費者庁 HP より)

寄附金を受け付けています！！

活動の一層の充実のために広く皆様からの寄附金をお願いしております。

税額控除の対象となります！

ご寄附いただいた方には、領収書とお礼のお手紙をお送りいたします。

- 寄附の振込みは郵便振替でお願いいたします。金額はいくらでも結構です。
- ・加入者名「特定非営利活動法人 消費者支援ネット北海道」
- ・郵便振替口座番号 02720-0-45081
- ・振込み者の「郵便番号」「ご住所」「お名前」「電話番号」をご記入ください。

※ 編集後記 ※

落花生の話 9月号のつづき・・・☆🌱

花のもとにある子房(前号で角と表現したもので)受精してそれがのびた部分を子房柄(しぼうへい)といい土に向かって伸び、やがて土にささり子房柄の先がふくらみ、さやとなりその中でマメが育ちます。さて我が家の落花生は？この通り見事に実りました！



来年は作付け面積を倍増しようかな



内閣総理大臣認定 適格消費者団体
認定特定非営利活動法人
消費者支援ネット北海道
(愛称:ホクネット)

〒060-0004

札幌市中央区北4条西12丁目
ほくろうビル4F

TEL: 011-221-5884

FAX: 011-221-5887

E-MAIL

Info_hokkaido@hocnet1222.jp

URL

<http://www.e-hocnet.info/>